

 「舞鶴公園ボランティア活動支援制度」にご登録いただく皆様へ

◎ご登録していただけるのは以下の方々です。

- 1, 舞鶴公園でボランティア活動をしている方（もしくは今後活動する予定のある方）
- 2, 公園の管理方針を理解し、活動していただける方

◎ご登録いただく方への支援内容は以下の通りです。

- 1, ご希望に応じて、福岡市社会福祉協議会のボランティア保険へ加入します。
- 2, 管理事務所が保有する作業用具の貸し出し、資材の提供を行います。  
例：(貸出) ゴミ拾い用のトング、草刈り鎌、松葉ボウキ 等  
(提供) ごみ袋
- 3, ご希望に応じて、活動状況を舞鶴公園ホームページやインスタグラムへ掲載します。\*
- 4, ご希望に応じて、活動仲間募集の広報支援を行います。\*
- 5, ご希望に応じて、活動に必要なものを費用負担します（ただし原則として1年間で1万円以内）。  
(例) 除草鎌、花苗、トング等高額でない消耗品等やボランティアが主催するイベント参加者に対する保険。

※広報活動の注意点

上記3, 4について、人が写っている写真の掲載を依頼される場合は、写っている本人（未成年の場合は保護者）にホームページ、SNS掲載の許可を取ってください。もしくは顔が判別できない写真をご提供ください。名札や車のナンバー等、個人情報につながるもののが映り込みにもご注意ください。

◎以下の場合は、登録の取り消しをします

- 1, 登録者が活動をやめた場合
- 2, 登録者が公園の管理方針に従わない場合
- 3, 登録者が取り消しを希望する場合